

議案第 15 号

議決第 号

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

始良市子ども・子育て会議条例（平成26年始良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。